

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 令和6年度地域別最低賃金額改定 =

令和6年7月25日、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申のとりまとめが公表されました。

★ **引上げ額の目安** 各都道府県の引上げ額の目安については、以下3ランクに分けて提示されています。

ランク	引上額	都道府県
A	50円	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	50円	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	50円	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

その後、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申が行われ、地域別最低賃金額が決定されました。

★ **地方審議会答申後の最低賃金額** 効力発生日：令和6年10月1日より順次(例年通りの場合)

都道府県	改定後	令和5年度最低賃金額(円)	※引上額(円)	都道府県	改定後	令和5年度最低賃金額(円)	※引上額(円)	都道府県	改定後	令和5年度最低賃金額(円)	※引上額(円)
北海道	1,010	960	50	京都	1,058	1,008	50	奈良	986	936	50
埼玉	1,078	1,028	50	大阪	1,114	1,064	50	岡山	982	932	50
東京	1,163	1,113	50	兵庫	1,052	1,001	51	福岡	992	941	51

※ ①岩手県、山形県、徳島県、佐賀県の引き上げ額については、2024年8月20日の時点で未公表になっております。
②引き上げ幅は23県が国の審議会が示した引き上げ額の目安を上回りました。

= 定年退職をした従業員を再雇用する場合のポイント、押さえられていますか？ =

少子化に伴う労働人口の減少を背景に、高齢者の就業率は年々増加しており、高齢者が活躍できる雇用環境の整備がさらに求められています。高齢者を新たに雇用する場合や定年退職をした従業員を再雇用する際には、考慮すべき点がいくつもあるので気を付ける必要があります。

弊社の規定では定年を60歳に定めているのですが、定年退職した従業員を再雇用する場合どのような点に気を付ければ良いのでしょうか？

定年を65歳未満に定めている企業の場合、**従業員が65歳になるまで安定した雇用を確保することが義務**とされています。そのため、

- ①定年を65歳までの年齢に引き上げる
- ②65歳まで嘱託として再雇用する
- ③定年制度を廃止する

上記のいずれかを実施する必要があります。これは希望する従業員の全員が対象であり、60歳で定年を迎えた際に正当な理由なく更新を拒絶することは認められていません。また、2021年4月からは、これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、

② **70歳までの就業確保が「努力義務」となっております。**

定年退職した従業員を再雇用するにあたり、いわゆる嘱託やパートなど、従来の労働条件を変更する形で雇用することは可能ですか？

1

3

再雇用後の労働条件については、従来の労働条件から変更することが可能です。

高齢者の安定した雇用を確保するという趣旨を踏まえたものであれば、フルタイム、パートタイムなどの労働時間、賃金、待遇などに関して、事業主と労働者の間で決めることができます。

なお、地域別最低賃金は、定年後再雇用される従業員にも適用されます。

4

定年退職をした従業員を再雇用する場合、年次有給休暇の付与日数はどうなるのでしょうか？

5

年次有給休暇を付与することが必要となるための要件のひとつとして、「6ヶ月以上継続勤務」することが定められています。**定年後の再雇用として同じ会社に引き続き使用される場合に関しても、この継続勤務に該当するため、以前の年次有給休暇が繰り越されます。**

再雇用なので年次有給休暇の算出の基礎となる勤続年数は「一度退職するのだからリセットされる」と思われがちですが、労働契約が存続していることになり、勤続年数は通算されることに注意が必要です。

6

お気軽にご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 労務チーム 谷田 直樹

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちらからご覧いただけます

作成日: 2024.08.14



「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。